

## 2024年度入学者向け入試 一般選抜（第1次募集）公法系【憲法・行政法】出題趣旨

### I

(1) 憲法上、天皇は、国家機関として国事行為（6・7条）を行なうと定められており、また、私人として私的行為を行なうことができるの自然のことである。しかし、天皇は実際には国会開会式で「おことば」を述べたり、被災地を訪問するなどの純然たる私的行為とは解しがたい行為をさまざまに行なっている。いわゆる、天皇の「公的行為」である。解答ではこうした実体を踏まえた上で、「公的行為」を国事行為・私的行為との関係でどのように分類するか（二分説・三分説）、また、「公的行為」を憲法上許されると捉える場合の正当化根拠をどう理解するか、運用上の歯止め（内閣のコントロール）をどう考えるか等について論じる必要がある。

(2) 行政法総論上の基本事項である「法律の留保の原則における侵害留保説」についての理解度を問う問題である。法律の留保の原則とは、行政の行為のうち一定の範囲のものについて、その行為の着手に当たり法律の承認を要求する原則であることを前提として、侵害留保説の内容（この説によって法律の承認が必要とされる行政の行為の範囲）、侵害留保説に対する評価等について論じることが求められる。

### II

条例による財産権の制限について問う問題である。憲法 29 条は財産権の内容形成を法律留保事項としているため、条例による財産権の制約の可否がまずは問題となる。この点については奈良県ため池条例事件（最高判 1963 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁）が参考されるべきである。説例の条例は自己の所有する土地における地下水利用を制限するため、財財産権に制限をかける。財産権の制約立法に関する合憲性審査については、森林法判決（最高判 1987 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁）または証券取引法事件（最高判 2002 年 2 月 13 日民集 56 卷 2 号 331 頁）をまずは参考する必要がある。その上で、設例の条例の目的や必要性、規制によってもたらされる制限の程度などを具体的に検討することが求められる。

### III

行政法総論上の基本事項である「行政行為（行政処分）の概念」および「行政指導の概念」についての理解度を問う問題である。「行政行為（行政処分）の概念」および「行政指導の概念」を前提として、生活保護法 27 条 1 項が「指導又は指示」という文言を使用していること、同条 3 項が本件指導・指示の強制を禁止していること、同法 62 条 3 項において A および B が本件指導・指示に従わなかったときに課される不利益の程度、同条 4 項が保護の廃止等の段階で A および B に対して弁明の機会を付与していること等の個別法の仕組みに即して、本件指導・指示の段階で A および B が取消訴訟を提起する必要性の程度をも勘案しつつ、本件指導・指示が取消訴訟の対象となる処分に当たるかを検討することが求められる。